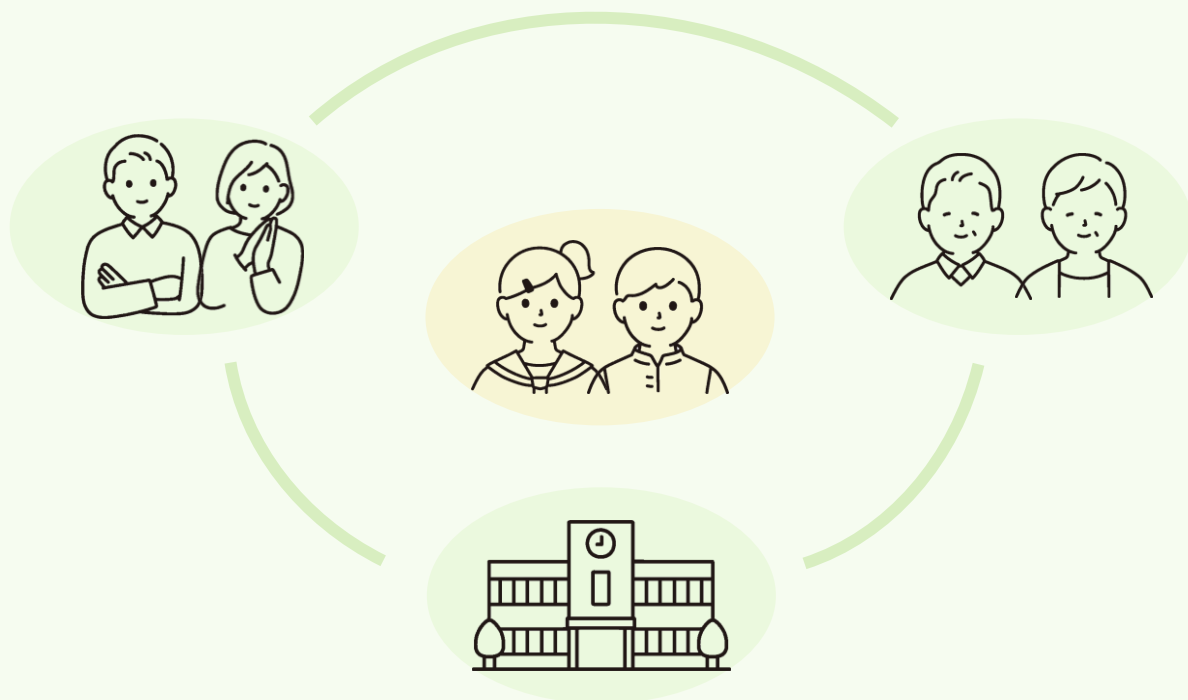


学校・家庭・地域は
子供を支える大切なパートナーです！

「学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるための
ガイドライン」を策定しました



良好な関係づくりを進めるための学校の基本的な考え方

1 子供たちの安全・安心と成長が第一

家庭・地域との関係づくりや課題解決に当たっては、常に「子供にとって何が最善か」という視点を共有し、子供の安全・安心と成長につながる対応を行います。

2 家庭・地域は協働するパートナー

保護者等を、「共に子供を育てるパートナー」として尊重し、相互理解と信頼関係の構築を図ります。
積極的に学校の取組等について情報発信を行うとともに、保護者等の意見や思いを丁寧に向います。

3 教職員が働きやすい職場環境づくり

教職員が一人で抱え込むことのないよう、学校全体で情報を共有し、組織的に対応します。
必要に応じて教育委員会や関係機関、専門家と連携しながら課題解決を図ります。

「信頼される公教育」の実現

学校は皆様の声を大切にしています
ご意見・ご要望は真摯に受止め、教育活動に生かしていきます。



より良い関係づくりのためのお願い

◆適切な時間のご相談

ご相談は教職員の勤務時間内にお願いします。
過度に長時間のご相談はお控えください。

◆適切な要求

学校ができないこともあることをご理解ください。

◆適切な表現・声量

怒鳴るなどの行動はお控えください。

◆SNSでの拡散

教職員や子供を傷つけるSNS投稿はお控えください。

※対応時間は平日の放課後30分以内を目安としています。

※適切な対応となるよう、複数の教職員で対応させていただく場合があります。

※相談内容等を正確に記録するため、録音させていただく場合があります。

社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応

◆対応の中止・関係機関との連携

不当・違法な行為等が見られる場合、対応を中止し、警察等の関係機関に通報する場合があります。

◆顧問弁護士との連携

社会通念上許容される範囲を超えた言動が継続する場合、教育委員会の顧問弁護士と連携し、法的観点を踏まえた対応を行います。

【社会通念上許容される範囲を超えた言動の例】

- ・そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と関係のない要求
- ・学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・相当性を欠く賠償要求
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動、拘束的な言動 等

